

中小企業省力化投資補助金 (カタログ型)

～最近の制度改善ポイント等～

2024年12月

中小企業庁 生産性向上推進室

他補助金と比較した省力化投資補助金(カタログ型)の特徴

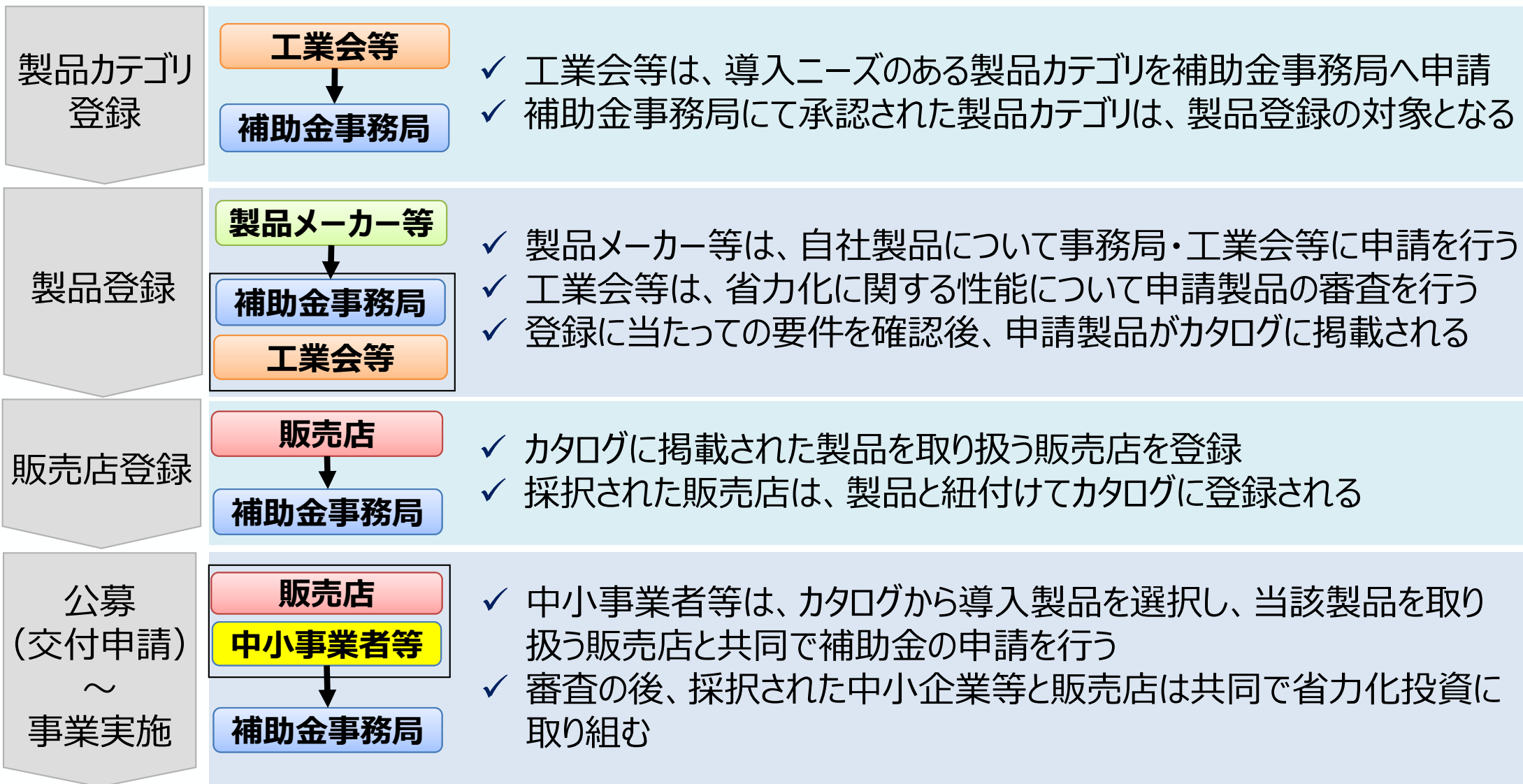
- 一般的な設備投資補助金（事業再構築補助金等）と比べて、省力化投資補助金(カタログ型)では
 - 応募のために必要な事業計画書（事業再構築補助金では15ページ程度）等について、簡素な申請（A4一枚程度）で応募可能。
 - 採択と交付決定を同時に行うことで、交付審査の書類（添付書類含め200pを超える事例もあり）提出やその審査期間が不要。

補助金支払いまでの流れ

	応募申請	審査・採択	交付審査・決定	事業実施	実績報告・確定	精算払請求・支払
本補助金	事業計画書等について、A4 1枚程度の説明のみ	1か月程度	カタログ型につき、不要 (採択と交付決定が同時)	在庫がある場合、1か月程度で購入・設置が完了	簡便な提出書類 (契約書・納品書・請求書・銀行振込の証憑等)のみ	
他の補助金と比較	A4 10-15枚の事業計画書	他補助金では3か月程度の審査期間が発生	見積り取得に1-2か月、審査に1か月程度	平均6か月	1か月 30-50ファイルの支払書類等確認	変わらず

省力化投資補助金(カタログ型)の事業の流れ

- 省力化投資補助金(カタログ型)は、**中小企業による申請手続簡素化のため、国・事務局による事前準備として①製品カテゴリ登録、②製品登録、③販売店登録**を経た上で、**④公募(交付申請)**を実施。



利便性向上のための省力化投資補助金(カタログ型)の主な制度改善ポイント①

	開始当初	改善後（現在）	改善ポイント
申請受付方式	公募回毎	随時受付	特定の公募回を設けずに、申請の随時受付を実施。 事業者の投資計画に柔軟に対応することで、より迅速な省力化製品の導入を可能に。
複数回申請	不可	可（予定）	補助上限額まで達しない場合に残余枠での複数回申請を可能とする予定。 欲しい製品がカタログに追加された場合や追加購入の場合にも補助金の活用が可能に。 （例：従業員数21名以上の会社（補助上限額1000万円）が1回目の応募で500万円の補助金を交付決定 → 残り500万円分の補助枠で追加応募可能）
レンタル	対象外	対象化	レンタル時点からの補助金活用を対象化。 数百万円規模の設備投資にいきなり踏み切れない中小企業がまずはレンタルで導入し、省力化効果を実際に確認した上で購入するケースに対応。
ファイナンス・リース	対象外	対象化	リース会社を通じて製品を導入するファイナンス・リース取引を対象化。 初期投資の抑制や銀行の融資枠温存を目的としたリース活用に対応。
地域限定での製品登録	全国のみ登録可	地域限定でも登録可	全国規模ではない地域の中小メーカー・販売店においても、省力化製品のカタログ登録・販売店登録が可能に。
事業化報告期間	補助事業終了後5年間	補助事業終了後 3年間	補助事業終了後の報告期間を短縮することで、 中小企業・販売店の報告事務負担を軽減。

利便性向上のための省力化投資補助金(カタログ型)の主な制度改善ポイント②

	開始当初	改善後（現在）	改善ポイント
省力化効果のある置き換え（リプレース）	対象外	対象化（省力化効果のある置き換え）	<p>省力化効果のある新機能を有する製品への置き換えであれば、新規導入でなくても補助金の対象とした。</p> <p>例：置き換え対象機能の例 （いずれかの機能が追加となる置き換えの場合は補助対象） 【スチームコンベクションオープン】 ①自動洗浄機能、②ファン調整機能（スピード・回転）、 ③複数調理機能 【券売機】 ①多言語対応機能、②キャッシュレス決済機能、③厨房との連携機能（モニター連携機能・キッチンプリンタ等）</p>
省力化指標	業種等毎の省力化指数・投資回収期間を確認	指標を簡素化し、申請を簡易化	<p>以下2点の変更により、カテゴリ、製品申請を簡易化</p> <p>①事業規模別の「省力化指数」の様式を撤廃 同じ製品であっても事業規模によって省力化効果が異なることから、当初は大・中・小の3区分で別の様式にて省力化指標を確認していたが、内容の確認や指標の設計が複雑であることから、1つのカテゴリで1つの指標のみとした。</p> <p>②カテゴリ登録時の確認対象を「省力化指数」に一本化 より効果的な投資に資金を補助するために、当初は①の「省力化指数」に加えて「投資回収期間」を確認していたが、製品を導入する企業ごとの事業規模や収益性等に応じて大きく異なるため、「省力化指数」のみに一本化した。</p>

製品カテゴリー一覧① (令和6年12月19日時点)

(出所) [省力化投資補助金HP「製品カタログ」](#)

	製品カテゴリ	登録製品数	対象業種	対象業務プロセス
A	清掃ロボット	8	飲食サービス業、宿泊業、製造業、卸売業、小売業、その他の事業サービス業、娯楽業、生活関連サービス業、倉庫業、建設業	清掃業務
B	配膳ロボット	2	飲食サービス業、宿泊業、製造業、卸売業	配膳業務、搬送業務
C	自動倉庫	3	倉庫業、卸売業、小売業、製造業	保管・在庫管理、入出庫
D	検品・仕分システム	3	倉庫業、卸売業、小売業、製造業	資材調達、加工・生産、検査、保管・在庫管理、入出庫
E	無人搬送車 (AGV・AMR)	18	倉庫業、卸売業、小売業、製造業	資材調達、加工・生産、検査、保管・在庫管理、入出庫
F	スチームコンベクションオープン	106	宿泊業、飲食サービス業、小売業、製造業	調理、加工・生産
G	券売機	39	飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業	注文受付、請求・支払、顧客対応
H	自動チェックイン機	9	宿泊業	受付案内、予約管理、請求・支払、顧客対応
I	自動精算機	6	飲食サービス業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業	注文受付、請求・支払、顧客対応
J	タブレット型給油許可システム	14	小売業	給油
K	オートラベラー	5	製造業、倉庫業、卸売業、小売業	加工・生産、梱包・加工、保管・在庫管理
L	飲料補充ロボット	1	小売業	飲料補充業務
M	デジタル紙面色校正装置	0	印刷・同関連業	印刷
N	測量機 (自動視準・自動追尾機能付き 高機能トータルステーション)	18	建設業、専門・技術サービス業	調査・測量、施工、検査
O	丁合機	15	製造業、倉庫業、卸売業、小売業	加工・生産、梱包・加工、出荷、販売・納品
P	印刷用紙高積装置	10	印刷・同関連業	印刷
Q	インキ自動計量装置	5	印刷・同関連業	印刷
R	段ボール製箱機	3	製造業	加工・生産
S	近赤外線センサ式プラスチック材質選別機	0	製造業、廃棄物処理業、卸売業	分別業務
T	デジタル加飾機	2	製造業	加工・生産

製品カテゴリー一覧② (令和6年12月19日時点)

(出所) [省力化投資補助金HP「製品カタログ」](#)

	製品カテゴリ	登録製品数	対象業種	対象業務プロセス
U	印刷紙面検査装置	9	製造業	検査
V	鋳物用自動バリ取り装置	2	製造業	加工・生産
W	自動調色システム	1	自動車整備業、小売業	アフターサービス
X	蛍光X線膜厚測定器	1	製造業	検査
Y	自動裁断機	0	製造業	加工、生産
Z	原材料自動計量混合搬送装置	1	製造業	加工・生産
a	トムソン加工自動カス取り装置	1	製造業、印刷・同関連業	製造業：加工・生産、印刷・同関連業：印刷
b	印刷用紙反転機	7	印刷・同関連業	印刷
c	5軸制御マシニングセンタ	0	製造業	加工・生産
d	自動車向け溶接機 (スポット溶接機)	0	自動車整備業	整備・修理
e	自動車向け溶接機 (パルス制御溶接機)	0	自動車整備業	整備・修理
f	産業用枚葉デジタル印刷機	4	印刷・同関連業	印刷
g	一本バー搬送ロボット	0	製造業	加工・生産
h	プレス用多関節ロボット	0	製造業	加工・生産
i	鋳造用自動注湯機	0	製造業	加工・生産
j	複合加工機	0	製造業	加工・生産
k	バラサ装置	0	鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、運輸業、倉庫業、卸売業、小売業、物品賃貸業、廃棄物処理業	搬送業務、加工・生産、入出庫、梱包・加工、施工、施設管理、処理業務
l	鍛圧・板金加工用バリ取り装置	0	製造業	加工・生産
m	パイプベンダー用投入・排出口ロボット	0	製造業	加工・生産
n	地上型3Dレーザー スキャナー	0	建設業、専門・技術サービス業	調査・測量、施工、検査

製品カテゴリー一覧③ (令和6年12月19日時点)

(出所) [省力化投資補助金HP「製品カタログ」](#)

	製品カテゴリ	登録製品数	対象業種	対象業務プロセス
o	GNSS測量機 (RTK)	0	建設業、専門・技術サービス業	調査・測量、施工、検査
p	ピッキングカートシステム	0	製造業、倉庫業、卸売業、小売業、運輸業	ピッキング、検品・梱包
q	ラックシステム (垂直回転ラック)	0	製造業、倉庫業、卸売業、小売業	資材調達、保管・在庫管理、入出庫
r	板金機械用材料シート自動搬入装置	0	製造業	加工・生産
s	板金機械用材料シート自動搬出装置	0	製造業	加工・生産
t	マシンコントロール・マシンガイダンス機能付ショベル	0	建設業	施工
u	自動紙折機	0	印刷・同関連業	印刷
総件数		293		

【参考】製品カタログの充実に向けた改善内容

Point
1

製品カテゴリ登録申請時に幹事社（メーカー）を指定することが可能になりました。

工業会の事務負担軽減のため、幹事社（メーカー）を指定することができます。

工業会指定の幹事社（メーカー）に、事務局より直接、製品に関する確認、指標策定のためのヒアリングを実施することで、製品カテゴリ登録における工業会の事務手続きを軽減することができます。

申請されたカテゴリの製品を製造する工業会正会員のメーカー1社を、製品カテゴリ登録申請時に指定ください。

Point
2

製品カテゴリ登録に関する説明会・個別相談・面談を実施します。

製品カテゴリに関する説明会を定期的実施します。また、カテゴリ申請前に個別相談・面談を行い不明点、疑問点を申請前に解消します。

カテゴリ登録を検討している工業会（工業会に所属するメーカー）向けに、製品カテゴリ登録に関する説明会を定期的実施します。また、製品カテゴリ登録を検討するうえでの不明点、疑問点などを相談する個別相談や、申請内容に関して事前に打ち合わせる面談も実施します。

説明会のスケジュール、個別相談、面談の申し込み方法や注意事項は、ホームページで公開予定です。

Point
3

省力化指標（省力化指数・投資回収期間）は省力化指数のみに一本化します。

対象業種別、中小企業の規模別に策定している「省力化指標」を、「代表業種」1つのみに指標を見直します。また、「投資回収期間」は策定せず、「省力化指数」のみに一本化します。

対象業種別、中小企業の規模別に、典型的な導入事例等のヒアリングを行い策定していた「省力化指標」を、カテゴリ申請時に指定された「代表業種」のみとし、中小企業の規模分けをせず、カテゴリで1つの指標のみとします。

また、「投資回収期間」は製品を導入する企業ごとの事業規模や収益性等に応じて大きく異なるため、「省力化指標」として策定せず、「省力化指数」のみに一本化します。

上記により、工業会（メーカー）へのヒアリング項目の削減、指標策定・確認等の負担軽減を図ります。